

議案第 102 号 説明資料 (忠類診療所)

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

施設 の 名 称	忠類診療所
所 在 地	幕別町忠類幸町 11 番地 1
設置条例の名称	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例
施設設置の目的	地域住民の健康の保持と医療福祉の増進を図る。
施設概要	建築年月：平成 6 年 9 月 建築面積：433.44 m ² (渡り廊下含む。) 建築構造：鉄筋コンクリート造 主要施設：診療室 11.35 m ² 処置室 26.0 m ² 事務室 21.925 m ² レントゲン室 24.75 m ²

2 指定管理者が管理を行う業務

業務の内容	(1) 忠類診療所の診療の実施に関する業務 (利用料金の徴収に関する業務を含む。) (2) 忠類診療所の施設及び付属設備の維持管理に関する業務 (3) その他町長が必要と認める業務
-------	--

3 公益財団法人北海道医療団の概要

設 立	昭和 23 年 5 月 5 日
資 産 の 総 額	8,150,632,696 円 (令和 5 年 3 月 31 日現在)
売 上 高	7,456,258,805 円 (令和 4 年度経常収益)
職 員 数 等	理事 8 名、監事 2 名、評議員 7 名、職員 790 名
事業内容	次の施設を運営 帯広第一病院、帯広西病院、音更病院、ながい内科医院、訪問看護ステーションたなごころ、介護老人保健施設とかち、ケアマネジメントセンターほほえみ、ヘルパーステーションほほえみ、音更町地域包括支援センターほほえみ

4 指定管理者候補者の選定結果

第 1 順位	公益財団法人北海道医療団 78点/80点 (委員 8 人の平均点数) 公募要項において評価点数の満点を 100 点としていたが、以下の理由により 80 点として評価を行った。 評価の対象とした審査項目「指定管理料等の積算について」(配点 20 点)は、公募要項において指定管理料の上限を設けていないこと、応募が 1 者のみであったことから、他者と比較することができないため評価の対象外とした。
--------	--